

幼児教育無償化制度に係る尼崎市の保育料利用者負担について（中間答申）

（案）

平成31年5月
尼崎市子ども・子育て審議会

目 次

I はじめに

II 尼崎市の状況について

- 1 現行の保育料体系
- 2 尼崎市の財政状況

III 利用者負担の検討について

- 1 尼崎市で検討されたこれまでの利用者負担の考え方
- 2 現行の保育料利用者負担の課題と現状
- 3 幼児教育無償化の制度に向けた国の動向について

IV まとめ

I はじめに

平成31年10月から予定されている幼児教育・保育の無償化に向けて、国は平成30年12月28日付で「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」を示されました。

具体的には、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通う3歳から5歳の保育料および先述の施設に通う0歳から2歳のうち住民税非課税世帯の保育料を無償とするものです。また、保育認定を受けている児童が私学助成の幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、上限の範囲内で保育料が無償となります。

無償化の実施に当たっては、消費税率の引き上げにより増収となる財源を充てるとされております。

尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）では、平成30年7月5日付け尼こ政第1460号・尼教学第2140号により尼崎市長と尼崎市教育委員会委員長から、子ども・子育て支援新制度に係る本市の教育・保育施設等の利用負担について諮問を受け、利用者負担検討部会を設置し、幼児教育・保育の無償化の制度内容や財源等を踏まえ、尼崎市の財政状況、阪神間各市の保育料利用者負担の状況、様々な観点から、本市の3号認定の保育料の利用者負担について検討・審議を行ってきました。

この度、審議会（利用者負担検討部会）の審議経過を中間答申書としてまとめましたので、ここに報告いたします。

Ⅱ 尼崎市の状況について

1 尼崎市の保育料体系

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の 3 号認定の利用者負担額(月額)及び階層間の差額

現行の 3 号認定の利用者負担金及び階層間格差は次のとおりです。

現行3号認定こどもの利用者負担金(標準時間)					階層間格差
現 行 (3号保育料表・標準時間)					
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59	7,900
	48,600円未満(母子等)				
C2	市民税所得割課税額	19,500	13,200	0.68	7,800
	48,600円未満(その他)				
D1	市民税所得割課税額	30,000	21,000	0.70	1,300
	64,700円未満				
D2	市民税所得割課税額	30,000	22,300	0.74	1,400
	80,800円未満				
D3	市民税所得割課税額	30,000	23,700	0.79	10,600
	97,000円未満				
D4	市民税所得割課税額	44,500	34,300	0.77	1,800
	133,000円未満				
D5	市民税所得割課税額	44,500	36,100	0.81	16,100
	169,000円未満				
D6	市民税所得割課税額	61,000	52,200	0.86	2,700
	235,000円未満				
D7	市民税所得割課税額	61,000	54,900	0.90	17,100
	301,000円未満				
D8	市民税所得割課税額	80,000	72,000	0.90	21,600
	397,000円未満				
D9	市民税所得割課税額	104,000	93,600	0.90	
	397,000円以上				

現行3号認定こどもの利用者負担金(短時間)

現 行 (3号保育料表・短時間)					階層間 格差
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59	7,800
	48,600円未満(母子等)				
C2	市民税所得割課税額	19,300	13,100	0.68	7,700
	48,600円未満(その他)				
D1	市民税所得割課税額	29,600	20,800	0.70	1,300
	64,700円未満				
D2	市民税所得割課税額	29,600	22,100	0.75	1,300
	80,800円未満				
D3	市民税所得割課税額	29,600	23,400	0.79	10,500
	97,000円未満				
D4	市民税所得割課税額	43,900	33,900	0.77	1,800
	133,000円未満				
D5	市民税所得割課税額	43,900	35,700	0.81	15,800
	169,000円未満				
D6	市民税所得割課税額	60,100	51,500	0.86	2,600
	235,000円未満				
D7	市民税所得割課税額	60,100	54,100	0.90	16,900
	301,000円未満				
D8	市民税所得割課税額	78,800	71,000	0.90	21,200
	397,000円未満				
D9	市民税所得割課税額	102,400	92,200	0.90	
	397,000円以上				

標準時間では、D3階層とD4階層で10,600円、D5階層とD6階層で16,100円、D7階層とD8階層で17,100円、D8階層とD9階層で21,600円というように階層間で1万円を超える負担金の格差があります。

(2) 階層別利用者数の一覧

3号認定の児童における階層別の利用者数は次のとおりです。

最も多い階層はD6階層であり、D4階層からD6階層で全体の約4割近くも占めています。D5階層とD6階層の階層間には16,100円も差があります。

平成30年度4月1日時点 階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について						
支給認定区分	自治体階層	自治体階層の区分	児童数(人)	人数の構成割合	推定世帯年収※ (単位:万円) 下限~上限	
2号	A	生活保護世帯	153	3.7%	-	-
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	377	9.1%	-	-
	B2	市民税非課税世帯(その他)	291	7.1%	-	約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	128	3.1%	約261	~ 約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	229	5.6%	約261	~ 約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	174	4.2%	約331	~ 約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	222	5.4%	約371	~ 約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	223	5.4%	約421	~ 約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	503	12.2%	約471	~ 約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	477	11.6%	約551	~ 約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	608	14.7%	約641	~ 約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	337	8.2%	約797	~ 約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	248	6.0%	約931	~ 約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	149	3.6%	約1,131	~
	階層未決定	-	5	0.1%		
小計			4,124	100%		
3号	A	生活保護世帯	86	2.4%	-	-
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	144	4.0%	-	-
	B2	市民税非課税世帯(その他)	280	7.8%	-	約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	63	1.7%	約261	~ 約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	244	6.8%	約261	~ 約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	176	4.9%	約331	~ 約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	230	6.4%	約371	~ 約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	245	6.8%	約421	~ 約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	534	14.8%	約471	~ 約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	488	13.5%	約551	~ 約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	582	16.1%	約641	~ 約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	307	8.5%	約797	~ 約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	156	4.3%	約931	~ 約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	68	1.9%	約1,131	~
	階層未決定		2	0.1%		
小計			3,605	100.0%		
合計			7,729	-		

※推定世帯年収はあくまで目安です。

2 尼崎市の財政状況(平成 29 年度決算)

(1) 財源対策

前年度と比べ収支は改善したものの、4 億円の財源対策が必要となりました。

平成 29 年度当初予算では基金の繰り出しにより 27.5 億円の財源対策を行っていましたが、歳入では市税が約 9 億円の増となったこと、歳出の一般財源ベースでは執行差金等により物件費全体で 11 億円の減となったことなどにより財源対策は 23.5 億円減少したものの 4 億円の財源対策が必要となりました。

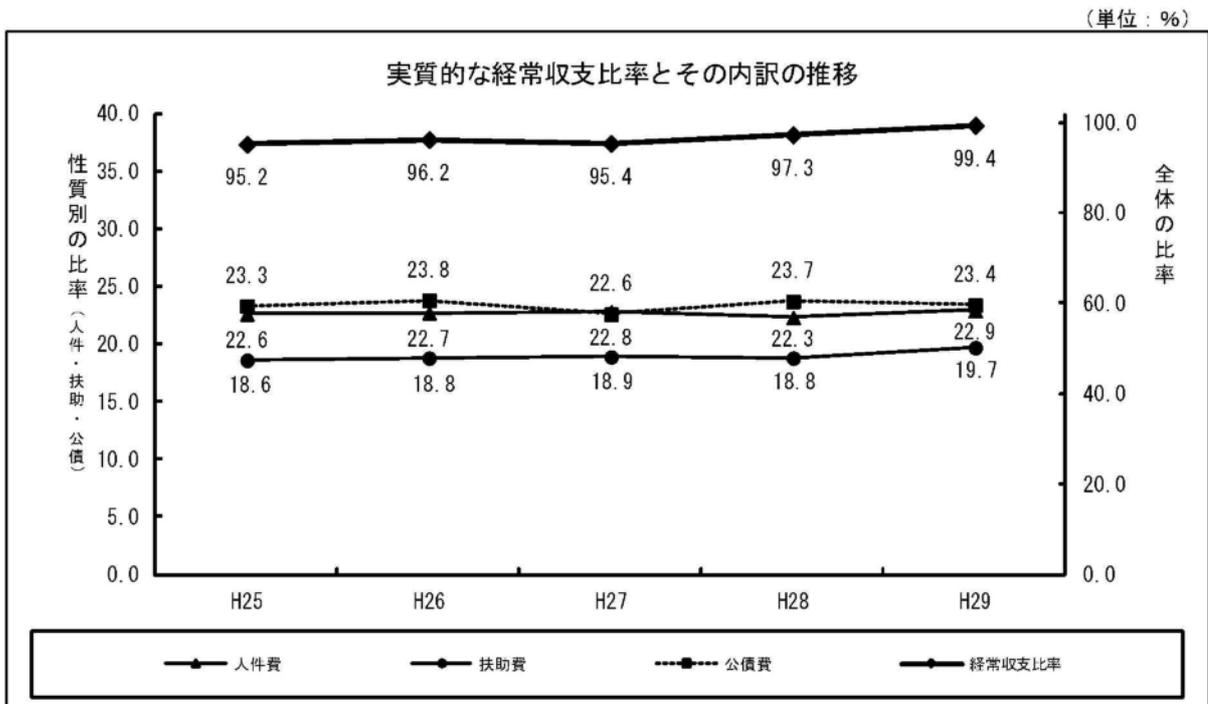
(2) 財政構造

経常収支比率は 99.4%と硬直化した財政構造が続いています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 99.4%となっており、前年度と比べると 2.1 ポイント悪化しています。これは歳入で地方交付税等の経常一般財源が減少したことや歳出で社会保障関係経費等の増に伴い扶助費に係る経常的な一般財源が増となったことなどによるものです。

内訳は、次のとおりである。

- ・ 人件費は、22.9%で、前年度に比べ 0.6 ポイント増
- ・ 扶助費は、19.7%で、前年度に比べ 0.9 ポイント増
- ・ 公債費は、23.4%で、前年度に比べ 0.3 ポイント減



(単位：%)

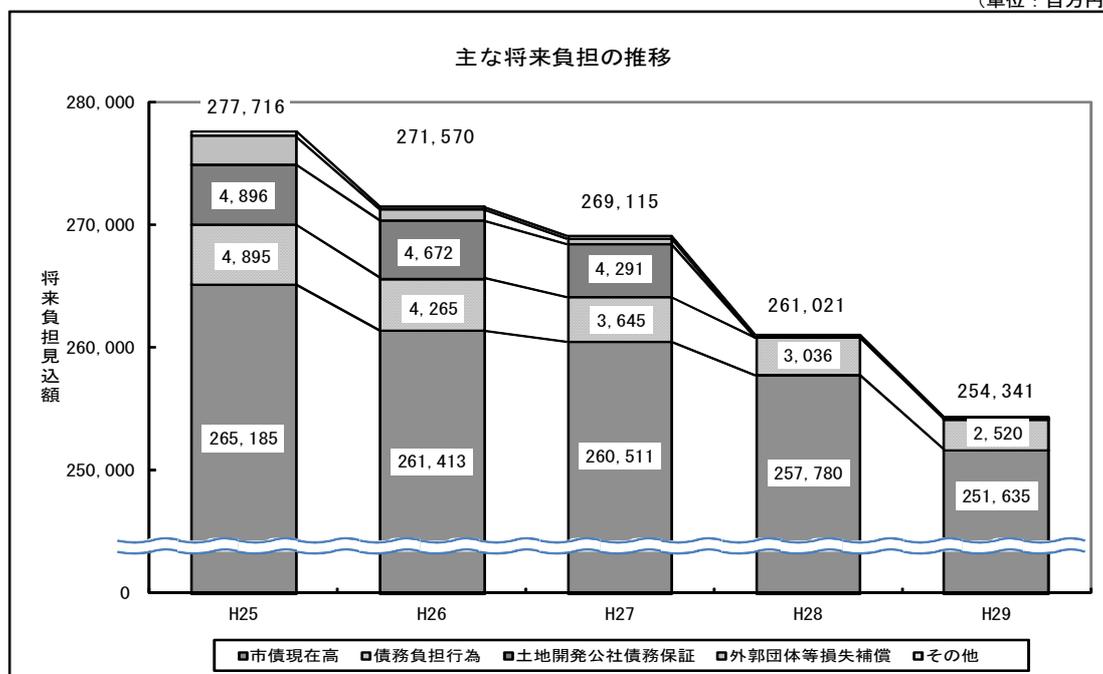
	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
経常収支比率	95.2	96.2	95.4	97.3	99.4	2.1
人件費	22.6	22.7	22.8	22.3	22.9	0.6
扶助費	18.6	18.8	18.9	18.8	19.7	0.9
公債費	23.3	23.8	22.6	23.7	23.4	△ 0.3
物件費	12.0	12.1	12.1	12.4	12.6	0.2
その他	18.7	18.8	19.0	20.1	20.8	0.7

※経常収支比率 市税などの経常的な一般財源に対し、人件費などの経常的な経費に充当された一般財源の占める比率。

(3) 負債

将来負担額は、近年着実に減少傾向にあるものの平成29年度決算ベースでは2,543億円と依然として高い数値が続いています。

(単位：百万円)



(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
市債現在高	265,185	261,413	260,511	257,780	251,635	△ 6,145
一般会計	245,231	245,933	248,669	248,943	245,621	△ 3,322
(うち臨時財政対策債)	66,206	73,923	79,287	83,341	86,401	3,060
(うち教育債)	35,596	40,649	48,361	49,988	50,508	520
特別会計	19,954	15,480	11,841	8,837	6,014	△ 2,823
その他の将来負担	12,531	10,157	8,604	3,241	2,706	△ 535
債務負担行為	4,895	4,265	3,645	3,036	2,520	△ 517
土地開発公社債務保証	4,896	4,672	4,291	48	48	1
外郭団体等損失補償	2,316	991	522	52	42	△ 10
その他	424	229	146	105	96	△ 9
合計	277,716	271,570	269,115	261,021	254,341	△ 6,680

注1 債務負担行為は、南部地域公園整備事業、JR尼崎駅北地区駐車場整備事業、特別養護老人ホーム等整備事業、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業

注2 外郭団体等損失補償は、尼崎市総合文化センター(～H26)、尼崎健康医療事業財団(～H28)、阪神福祉事業団

注3 その他は、丹波少年自然の家、阪神水道企業団

Ⅲ 3号認定子どもの利用者負担の検討について

1 尼崎市利用者負担の基本的な考え方

平成26年8月に審議会がまとめた最終答申「子ども・子育て支援制度に係る尼崎市の利用者負担について」では、本市の保育施設等の利用者負担については国基準に9割を乗ずることを基本とし下位の階層に向かうほど高い逓減率を設定し、所得の低い層ほど市負担を増やし、より手厚く支援するという考え方を踏襲した上で、階層間の保育料の差が大きいD4及びD5階層（旧D4、D5階層）については階層の細分化が必要であるという考え方が示されたところです。

現在のところ、国は3号認定子ども（3歳未満児）の利用者負担額については特段の変更がないことから前回の答申内容を基本としつつ、現行の保育料体系の課題を抽出し、その解決策が必要となります。

2 現行の保育料利用者負担の課題

(1) 阪神間他都市比較

本市が最も高い利用者負担額を設定しているD9階層は、月額93,600円と阪神間で最も高い保育料となっておりますが、他の階層については決して高い状況ではなく、階層全体で見ても他都市より低い階層が多い状況であります。

また国の基準額は現行のままであることから、阪神間他都市においては本市以外に保育料の見直しを検討する自治体はありません。

別紙 他都市比較表のとおり（巻末P17）

(2) 保育料の階層格差

幼児教育・保育の無償化制度が実施されることにより、1・2号認定子ども全員と市民税非課税世帯の3号認定子どもの利用者負担額は無償になります。したがって、現行の3号認定子どもの利用者負担額で考察いたしますと、4ページII(1)のとおり、D階層の保育料において階層間での差額が大きいところがあります。特にD3階層からD4階層の差が10,600円、D5階層からD6階層の差が16,100円、D7階層からD8階層の差が17,100円、D8階層からD9階層の差が21,600円となっております。

また、6ページII(2)のとおり、階層別の利用者数割合をみると、D4、D5、D

6階層だけで全利用者数の約4割を占めています。

このことから、階層格差の影響を受ける利用者数が多いD5階層とD6階層の利用者負担額の格差を少しでも軽減することが必要であり、一つの方法としてこの階層を細分化することが考えられます。

3 幼児教育無償に係る財源について

国が公表した「幼児教育・高等学校無償化の制度の具体化に向けた方針」によると、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通う3歳から5歳の保育料および0歳から2歳の市民税非課税世帯の利用者負担額を無償とするものです。これに加え、保育認定を受けた児童が私学助成の預かり保育や認可外保育施設等を利用した際、上限は設定されているものの利用料は無償となります。

このように3歳以上の利用者負担額は無償になりますことから0歳から5歳までのトータルの利用者負担額は現行からはかなり軽減されることとなります。

現行と無償化後の保育料総額の差額について

小学校入学までの間、保育施設に預けた場合の現行と無償化後の保育料の差額について
(どのケースについても4月入所開始の場合)

(ケース1) B2階層(市民税非課税世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	331,200円
無償化後	0円
差額	331,200円
入所期間	72か月
月平均(現行)	4,600円
(無償化後)	0円

・1歳から入所した場合

現行	267,600円
無償化後	0円
差額	267,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	4,460円
(無償化後)	0円

・3歳から入所した場合

現行	140,400円
無償化後	0円
差額	140,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	3,900円
(無償化後)	0円

(ケース2) C2階層(市民税所得割課税額48,600円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	921,600円
無償化後	475,200円
差額	446,400円
入所期間	72か月
月平均(現行)	12,800円
(無償化後)	6,600円

・1歳から入所した場合

現行	763,200円
無償化後	316,800円
差額	446,400円
入所期間	60か月
月平均(現行)	12,720円
(無償化後)	5,280円

・3歳から入所した場合

現行	446,400円
無償化後	0円
差額	446,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	12,400円
(無償化後)	0円

(ケース3) D4階層(市民税所得割課税額133,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	2,372,400円
無償化後	1,234,800円
差額	1,137,600円
入所期間	72か月
月平均(現行)	32,950円
(無償化後)	17,150円

・1歳から入所した場合

現行	1,960,800円
無償化後	823,200円
差額	1,137,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	32,680円
(無償化後)	13,720円

・3歳から入所した場合

現行	1,137,600円
無償化後	0円
差額	1,137,600円
入所期間	36か月
月平均(現行)	31,600円
(無償化後)	0円

(ケース4) D7階層(市民税所得割課税額301,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	3,488,400円
無償化後	1,976,400円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	48,450円
(無償化後)	27,450円

・1歳から入所した場合

現行	2,829,600円
無償化後	1,317,600円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	47,160円
(無償化後)	21,960円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

(ケース5) D9階層(市民税所得割課税額397,000円以上世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	4,881,600円
無償化後	3,369,600円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	67,800円
(無償化後)	46,800円

・1歳から入所した場合

現行	3,758,400円
無償化後	2,246,400円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	62,640円
(無償化後)	37,440円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

また無償化に係る国・県・市の負担割合については、法人施設等は国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっており、公立施設は市の全額負担となります。今回の無償化により幼稚園、保育所を含めた本市の負担は、平成 32 年度以降の通年ベースで約 5 億 1 千万円ほど増えることとなります。

無償化に伴う財源については、平成 31 年度は国が全額負担することになっておりますが、平成 32 年度以降は市も負担することになり、市の負担分については消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収が充当されることとなります。しかし、消費税率引き上げによる増収増分は幼児教育の無償化以外にも国の経済政策パッケージ事業や介護保険や後期高齢者医療制度等の社会保障の充実など他にも用途が多くあるなど、地方消費税交付金の充当内容が未確定となっております。

また地方消費税交付金が増収となりますが、**一方で収支全体の調整は地方交付税で図られることから、今回の保育料検討に当たってはその財源が見当たらない状況です。**

IV まとめ

保育施設等の利用者にとって利用者負担額は非常に関心が高く働き方やライフスタイルにまで影響を及ぼす重要なポイントとなっております。

前回の検討から 4 年が経ち、本年 10 月からは幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の財源や消費税率引き上げにより増収となる増減の充当先、尼崎市の財政状況、阪神間各市の保育料利用者負担額の状況、尼崎市の 3 号認定子どもの保育料階層間の格差など様々な観点から鑑みて、保育料の利用者負担について検討・審議を行いました。

現状におきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う市の支出増の財源や消費税率引き上げに伴う増収の充当先事業、尼崎市の収支全体の調整が地方交付税で図られること、また尼崎市の財政が非常に厳しいといった状況があります。

また利用者の立場としては、3 歳以上の利用者負担額は無償になりますことから 0 歳から 5 歳までに負担する利用者負担額トータルは現行の負担額より明らかに軽減されるどころです。

ただし、現行の 3 号認定子どもの保育料体系においては、階層間で差額が大きい部分があるため、市においては可能なかぎり階層間格差を軽減することが望ましいと考えます。しかしながら無償化に伴う財源確保は不透明であり、消費税率の引き上げによる市の増収も社会保障制度など他の財源に充てられること、また尼崎市の収支全体の調整を地方

交付税の増減により行われることから現状においては尼崎市の階層間格差を軽減するための財源が見当たらないところです。

そのことを踏まえますと、現行のD 5階層とD 6階層はその差額も大きく対象者も多いことから、この2階層を3階層に細分化するよう市において対応して下さい。

なおその時期については、財源の目途がつき次第、できる限り早期に対応して下さい。

【D6階層細分化案】3号認定こどもの利用者負担金(標準時間)

改正案(3号保育料表・標準時間)					階層間 格差
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,900
	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)				
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	7,800
	市民税所得割課税額 64,700円未満				
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	1,300
	市民税所得割課税額 80,800円未満				
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
	市民税所得割課税額 97,000円未満				
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	10,600
	市民税所得割課税額 133,000円未満				
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	1,800
	市民税所得割課税額 169,000円未満				
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	13,400
	新D6 -1 市民税所得割課税額 213,000円未満				
新D6 -2	市民税所得割課税額 213,000円未満	61,000	49,500	0.81	2,700
	市民税所得割課税額 257,000円未満				
D7	市民税所得割課税額 257,000円未満	61,000	52,200	0.86	2,700
	市民税所得割課税額 301,000円未満				
D8	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	17,100
	市民税所得割課税額 397,000円未満				
D9	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	21,600
	市民税所得割課税額 397,000円以上				

【D6階層細分化案】3号認定こどもの利用者負担金(短時間)

改 正 案 (3号保育料表・短時間)					階層間 格差
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,800
	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)				
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,300	13,100	0.68	7,700
	市民税所得割課税額 64,700円未満				
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	29,600	20,800	0.70	1,300
	市民税所得割課税額 80,800円未満				
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	29,600	22,100	0.75	1,300
	市民税所得割課税額 97,000円未満				
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,600	23,400	0.79	10,500
	市民税所得割課税額 133,000円未満				
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	43,900	33,900	0.77	1,800
	市民税所得割課税額 169,000円未満				
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,900	35,700	0.81	12,900
	市民税所得割課税額 213,000円未満				
新D6 -1	市民税所得割課税額 213,000円未満	60,100	48,600	0.81	2,900
	市民税所得割課税額 257,000円未満				
新D6 -2	市民税所得割課税額 257,000円未満	60,100	51,500	0.86	2,600
	市民税所得割課税額 301,000円未満				
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	60,100	54,100	0.90	16,900
	市民税所得割課税額 397,000円未満				
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	78,800	71,000	0.90	21,200
	市民税所得割課税額 397,000円以上				
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	102,400	92,200	0.90	